

松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向の措置（以下「休業等の措置」という。）を行い、当該労働者の雇用の維持を図ろうとする事業主（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の事業主をいう。以下同じ。）に対し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2に規定する雇用調整助成金（職発0310第2号に基づく緊急特定地域特別雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）の支給を受けるために要した費用について、町が予算の範囲内において、松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、労働者の雇用の安定及び事業活動の継続を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる事業主の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める要件を満たす者であること。

ア 法人	町内に主たる営業所（事業を営む全ての営業所を総合的にまとめる営業所をいう。以下同じ。）を置いていること。
イ 個人	町内に主たる営業所を置いていること、又は町内に住所を有していること。

(2) 愛媛労働局長から新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等の措置に係る雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業主であること。

(3) 町内に住所を有する個人の事業主であって町外に主たる営業所を置くものにあつては、他の市区町村から雇用調整助成金等の支給を受けるために要した費用についての補助金（これに類するものを含む。）の支給を受けていないこと。

(4) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象者が新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等の措置に係る雇用調整助成金等の支給申請事務を委任した社会保険労務士に対しその年度に支払った報酬のうち、町内の営業所に係るもの（補助対象者が町内に住所を有する個人の事業主であって町外に主たる営業所を置くものにあつては、当該主たる営業所に係るものに限る。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、補助対象者1人につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し

(2) 雇用調整助成金等に係る申請書類の写し

(3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の支給申請事務の委任に係る契約を証するものの写し

(4) 雇用調整助成金等に係る支給申請事務を委任した社会保険労務士への支払が確認できる書類の写し

(5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたとときはその旨を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定した補助対象者(以下「補助事業者」という。)に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたとときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 雇用調整助成金等の支給決定を取り消されたとき。

(2) 町内に住所を有する個人の事業主であって町外に主たる営業所を置くものにあつては、他の市区町村から雇用調整助成金等の支給を受けるために要した費用についての補助金(これに類するものを含む。)の支給を受けたとき。

(3) 提出した書類に虚偽の記載があつたとき。

(4) その他補助金の申請について不正の行為があつたとき。

(検査等)

第9条 町長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第10条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

2 この要綱は、令和2年1月24日以後に開始された新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等の措置に係る雇用調整助成金等の支給申請事務を委任した社会保険労務士に支払った報酬に対する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

松前町長 様

住所

氏名 ㊟

法人にあつては名称
及び代表者の氏名

新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付申請書
兼請求書

松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金の交付を受けたいので、松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

- ・町が町税及び国民健康保険税の収納状況を照会することに同意します。
- ・申請に対する虚偽が発覚した場合は、町の指示に従い、補助金を返還します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 雇用調整助成金等に係る申請書類の写し
- (3) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の支給申請事務の委任に係る契約を証するものの写し
- (4) 雇用調整助成金等に係る支給申請事務を委任した社会保険労務士への支払が確認できる書類の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

※この申請書は、町において交付決定をした後は、補助金の請求書として取り扱います。

様

松前町長

新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金に対し、松前町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金を交付する。

補助金交付決定額 円

注意事項

次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消します。この場合において、交付した補助金の返還命令を受けたときは、速やかに補助金を返還してください。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定を取り消されたとき。
- (2) 町内に住所を有する個人の事業主であって町外に主たる営業所を置くものにあつては、他の市区町村から雇用調整助成金等の支給を受けるために要した費用についての補助金（これに類するものを含む。）の支給を受けたとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があつたとき。
- (4) その他補助金の申請について不正の行為があつたとき。